

(陳受26第1号)

婚外子差別撤廃のための戸籍法改正の意見書の提出を求めることに関する陳情

受理年月日

平成26年3月12日

陳情者

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会
世話人 福喜多 昇

陳情の要旨

平成25年9月4日、最高裁大法廷は、14名の裁判官全員一致で、婚外子の相続分を婚内子の相続分の2分の1とする民法の規定（民法第900条第4号ただし書き前段の規定）を憲法違反と決定しました。すでにこの規定は、昨年の臨時国会で改正されています。法務省では同時に、出生届の嫡出子・嫡出でない子の別の記載欄を撤廃する「戸籍法改正案」の提出が検討されましたが、与党の合意が得られず、提出されませんでした。9月26日に最高裁第一小法廷が、この戸籍法の規定を合憲と判断したことから、「緊急性を要しない」というのが改正案の提出を見送った主な理由とされています。

しかし、婚内子と婚外子を区別するもっとも大きな民法上の規定が廃止された以上、この規定は、ほとんど意味のないものです。また戸籍実務上も、出生届に基づく戸籍の作成にあたって、必要のないものです。

最高裁第一小法廷は確かに合憲との判決を下しました。しかし、その中身は「違憲とまでは言えない」と述べるものの、「この欄が必要不可欠とは言えない」と明言している上、立法府において見直すべきという補足意見も付されており、決して現状を積極的に肯定したものではありません。

近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子という区別自体が差別であるとして、多くの国が法改正を行いました。わが国の戸籍法の規定は、すでに改正された相続分差別規定とともに、国連人権諸機関から、繰り返し法改正を勧告されています。婚外子の人権尊重のために、一刻も早い法改正が望まれます。

戸籍の続柄欄では、「長（男・女）、二（男・女）、三（男・女）」等と出生順に序列をつけています。これは、家督相続の順位を明確にするためのものであり、戦後、家督相続制度自体が廃止されて以降は、全く意味のないものです。戸籍法は実体法である民法の手続法であるとされています。しかし、現在の続柄記載方法では、民法上区別の必要がない「長、二、三」等の順序をつけるために、例えば婚外子の出生届が提出されるたびに、出生子の母の出産可能年齢まで戸籍をさかのぼって調査しなければならないなど、全く無意味な事務作業を自治体に強いることになっています。民法上の要請のない事務作業を廃し、事務を簡素化すべきです。

平成16年11月に続柄記載方法が変更され、婚外子も「長男・長女」式の記載方法となりましたが、それ以前（平成16年10月まで）に出生届がなされた婚外子の戸籍の続柄は、「男」、「女」と記載され、一目で婚外出生が暴露されるようになっています。本人または母の申し出により、記載の変更は可能ですが、現に社会に婚外子差別がある中で、みずから名乗り出るには困難が伴います。また、国や行政による広報もほとんどなされていないため、制度改正を知らない人も大勢います。これ

らの事情を反映して、制度改正時点で、200万人から300万人と推定される婚外子のうち、記載の変更を求めた人は、平成25年3月末まで8年半近くかかっても、ようやく3万人程度にすぎません。

したがって、婚外子差別を誘発しかねない要因を除去し、戸籍実務上不要な事項を廃止して事務を簡素化するためにも、続柄欄を廃止することは極めて合理的です。

以上述べた趣旨から、下記の2点について、国に戸籍法の改正を要望する意見書の提出を求め、陳情いたします。

記

- 1 戸籍法第49条第2項第1号を改正し、出生届における、嫡出子・嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。
- 2 戸籍法第13条第4号、第5号を改正し、戸籍の実父母及び養父母との続柄欄を廃止すること。なお、続柄欄廃止に伴い、性別を明らかにする必要がある場合は性別欄を設けること。